

件名	愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
主管課	デジタルシフト推進課
根拠法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
<p>【改正の概要】</p> <p>個人番号を利用する県の事務並びに住基ネットを通じて本人確認情報を利用することができる県の事務を追加するため、これらの条例の一部を改正するものである。</p> <p>1 愛媛県個人番号の利用に関する条例の一部改正 個人番号を利用できる事務として新たに次の事務を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校等専攻科の生徒の保護者等に対する奨学給付金の支給に関する事務 ・ 高等学校等専攻科における修学支援金の支給に関する事務 <p>2 住民基本台帳法施行条例の一部改正 愛媛県個人番号の利用に関する条例に追加する事務を追加</p>	
施行日	公布日
<p>【その他参考事項】</p>	